

入札監理小委員会
第 32 回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 32 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 20 年 3 月 18 日（火） 17:50 ～18:09

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ① 実施要項（案）の審議
社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）
- ② その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、小林副主査、佐藤専門委員、廣松専門委員、椿専門委員

（厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課）

宮田課長、林課長補佐、越路課長補佐、村上課長補佐

（事務局）

中藤事務局長、熊埜御堂参事官、徳山企画官

○櫻谷主査 それでは、ただいまから「第32回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、厚生労働省の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の実施要項（案）について審議を行います。

本件につきましては、統計調査分科会の廣松専門委員、椿専門委員にも御審議に参加していただいております。よろしくお願いいたします。

本日は、厚生労働省社会統計課、宮田課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）に対する意見募集の結果や、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。15分ぐらいでよろしくお願いいたします。

○宮田課長 それでは、まず、前回御審議いただきました結果を踏まえての修正点について御説明したいと思います。

入札実施要項（案）で申し上げますと、まず13ページの1の（5）のエでございますが、目標とする水準、回収率についての記載があるところでございます。「回収率に関して目標とする水準は100%とし、」以下の文章でございますが、そのところについて、「一連の業務（督促業務等）を通じ、平成19年調査における以下の回収率を上回らなければならない。」といったような形で書き直しております。

ここにつきましては、前回も御説明させていただいたところでございますけれども、調査票の回収ということにつきましては、民間事業者にいわゆる丸投げというふうな形で行うのではなくて、私ども厚生労働省も民間事業者と協力して行っていかなければならないだろうというふうに思っておりますし、その都度その都度の状況を報告をいただいて、適宜モニタリングとか、そういったことで、できる限り回収率を高めていくべく努力していこうということです。そういったもろもろの対策を講じて、どうしても達成が望めないといった場合については、私ども自らが乗り出すといいますか、代わってやるということもあり得るのかなというふうに考えております。そういったようなことを念頭に置いて、先ほど申し上げました「一連の業務（督促業務等）を通じ、」といったようなフレーズを入れた表現にさせていただいたところでございます。

もう一点でございますけれども、23ページの9の「実績評価」の（3）の「調査項目」というところですが、前回、この業務の内容についていろいろ御説明させていただいて、調査対象名簿の作成というのは非常に難しいところもあり、悉皆調査、全数調査としての前提となる重要なものであるということを御説明させていただいたところ、名簿の作成についても評価の対象に取り入れるべきではないかというふうな御意見をいただきまして、それに対応させていただいて、24ページのアとしまして「調査対象名簿の作成状況」という項目を新たに追加させていただいたところでございます。

以上2点が前回の御審議を踏まえた修正でございます。

続きまして、お手元の資料では一番下になっていると思いますが、パブリックコメントにどういうふうなものが出てきたか、それについて、我々としてどういうふうな対応をするかという点でございます。資料Aとなっているかと思っております。意見としては4件出てきました。

ただ、この4件とも同じ事業所といたしますか、会社といたしますか、そういったところから出てきたものでございます。

1点目は、意見の概要のところにあると思いますけれども、実施要項、審査要領、名簿作成仕様書等において、いろいろ書いてあるということだろうと思うけれども、サービスとか品質等の向上に資する提案であれば、そういった要領と異なる提案をしてもいいと、そういうことをはっきりさせてほしいというふうなコメントがありました。

それに基づきまして、要項としては11ページの(3)のイのところでございますけれども、「民間事業者は、調査対象名簿作成仕様書、受付・審査要領及び入力指示書に基づいて業務を行うことを原則とするが、その創意工夫を発揮する観点から、仕様書によらない形の提案を行うことを可能とする。」といった形で取り入れております。

2点目は、要項で言いますと9ページの(2)の(キ)のところ、2月にお示ししたのでは、「内容チェック(目検)及び調査票の整理・保管」という形になっておりましたけれども、「目検」という項目を削除できないか、チェック方法を指定しなくても、応札者の創意工夫を生かす余地を残してもらえないかというふうなコメントでございました。目検ということに特にこだわるわけではなくて、何かそれに代わるいい方法があれば、それはそれでいいのかなというふうに思いますので、「(目検)」というのを削除いたしました。

3つ目でございます。あちこちに行って恐縮ですが、11ページの(3)のアのところ、「厚生労働省が調査対象事業所に送付する挨拶状及び調査関係用品」とあるけれども、これについて、送付主体を明確にしてほしいということでしたので、(3)のアの段落の最後のところですが、「なお、この名称及び厚生労働省の請負事業である旨は、挨拶状及び調査関係用品に明記する。」というふうな形で修文しております。

最後に、4点目でございますが、要項の16ページでございます。落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法ということで、評価項目一覧のところでございます。必須項目として、2.5のところ、セキュリティ対策としてプライバシーマークを必須項目としていたわけでございます。ISMSについては、我々は任意項目といたしますか、加点項目にしておりました。我々の考えとしては、プライバシーマークはISMSに比べると取りやすいのかなというふうな考えを持っておりましたけれども、コメントを寄せた事業所の考えとしては、若干方向が違うものなのではないかということで、本件において適切なセキュリティ対策を行うためには、個人情報をも包含した機密情報全体の管理が必須であり、そうした観点からはISMSを必須とする方がより適切である。プライバシーマークというような記載を残すのであれば、プライバシーマークとISMSのどちらかというふうな要件ということで、門戸を狭めないでほしいというふうな意見だろうと思います。

観点が違うというふうなことであれば、我々としては、選択的に、どちらかを受けているということで必須とすることによろしいのかなと、狭めるというふうな意図はございませんので、一定水準以上を確保したい、一般的に認証されたような規格でというふうに考えておりますので、そういうふうな記述に直しております。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。それでは、御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。樫委員、何かございますか。

○樫専門委員 先回はI SMSの方は加点要素でございました。一般的には、今、課長がおっしゃられたように、I SMSの方がセキュリティのレベルは高いし、パブリックコメントの前半にはそのニュアンスが入っていて、後半の方は狭めるのであるということになっているわけです。その意味では、今回、「2.5」のようにしていただいたということで、狭めないというパブリックコメントには対応しているかとは思いますが、I SMS自体を依然として加点要素にしておくことは、必ずしもそれを妨げる必要はないのではないかというふうにも思うのですけれども、いかがでしょうか。つまり、今、課長がおっしゃられたとおりはないかと思うのです。パブリックコメントにはこれで対応して、応札者を限定しないと、I SMSは取っているけれども、プライバシーマークは取っていないというようなところは珍しいと思うのですけれども、そういうのを妨げない。一方、I SMS自身は、プライバシーマークよりは少し上のものであるから、依然として若干の加点要素であるというような対応も考えられるのではないかと思うのです。そうなっているのですか。

○宮田課長 おっしゃるとおりで、16ページの必須項目を書いてある方にはo rで2つつなげて、17ページの加点項目のところで、I SMSを加点ということにさせていただいております。

○樫専門委員 恐縮です。それでしたら全くその対応で結構かと思えます。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

○宮田課長 補足的に申し上げますと、直接コンシューマーと対応しているところはプライバシーマークを普通に取るわけですけれども、そうでもないところは、プライバシーマークについて、そう必要性を認めていないという事業所が割とあるようでもありました。単に上下に並ぶんでもないんだなという感じだったので、我々もちょっと勉強したところです。

○樫専門委員 どうもありがとうございます。それで結構でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。いずれにしても、I SMS及び認定を受けた方が加点にはなるということですね。

○宮田課長 両方点数が入るみたいな感じになります。クリアした上、点数が入る。

○樫谷主査 廣松先生、何かございますか。

○廣松専門委員 24ページの調査項目のところに「調査対象名簿の作成状況」が入ったのはいいと思います。ただ、イ、ウに比べると、これを数量的に評価するというのはちょっと難しいかと思えます。どういうふうにするか、これから工夫する必要があるかと思えます。この調査の目的からすると、名簿の作成というのはやはり大変重要な要素だと思いますから、今後これを評価の段階でどういうふうにするかということはお互いに検討が必要だと思います。

○宮田課長 確かに評価項目と入れたからには、具体的にどんなものにするのかということ

について、我々としても、今、考えられるだけで若干議論をし、検討もしております、実際には名簿の作成というのは、部分的には現行でも民間事業者を使ってやっております。その辺のところ、我々がこの程度の情報を与えれば、この程度のことはできるのではないかなというふうなノウハウは若干はあるだろうというふうに考えております。

それから、名簿を作成するに当たって、やはり事前にどういうふうな仕様でやるかということを中心に打ち合わせる。実際に名簿をつくっているときに、モニタリングというふうな名前と呼ぶのが適切かどうかは別として、そのプロセスをきちんと見る。実際にでき上がったものを、先ほど申し上げた、部分的に事業者と一緒にやってつくったものとの比較で、いわば名寄せ率みたいなものまで行けるかどうかはあるのですが、そういった名寄せの状況というか、結果というものを、そんなことで、3つのステージで考えていけば、ある程度評価はできるのではないかなと、その辺のところはもうちょっと詰めていかなければいけない問題が残っているかとは思っています。

○榎谷主査 ありがとうございます。何かほかにもございますか。

一応、意見については取り入れていただいたと、こういうことですね。修正2つ、あるいは民間からの意見も取り入れていただいたということですね。

13ページの上から5～6行目ぐらいで、「100%とし、一連の業務(督促業務等)を通じ、」ということなのですが、これで恐らく民間事業者の責任だけではないというようには読めませんね。

○宮田課長 私どもとしては、そういう気持ちも込めましたし、既にこの小委員会で御議論されたものにもそういった例がございましたので、その辺のところを参考にさせていただいて、こういう表現にさせていただきました。

○榎谷主査 ペナルティーは特にはないですね。

○宮田課長 その議論について、ぎりぎりとした話としては、絶対できないかということ、それは先ほどちょっと申し上げましたように、我々が肩代わりしてやるとすれば、当然その分の、役人ですから、具体的なお金は積算できませんが、労働力は費やしたということになりますし、あるいはほかの業者にある程度手伝わせれば、その分、お金は発生します。それから、当然期間は遅れます。遅延します。そういったことを盾に取れば、それは遅延賠償金だとか、そういったぎらった話になってしまいますけれども、不可能ではないのかなと、でも、そうならないようにということに尽きているようなところもあります。

○廣松専門委員 済みません。時間的な前後関係についてですが、パブリックコメントにかけた文章には、この文言は入ったのですか。

○宮田課長 最初に申し上げた2点を修正した上でパブリックコメントにかけました。

○榎谷主査 特にこれに対する意見は出なかったということですね。

○宮田課長 そこに対して意見はないです。

○榎谷主査 よろしいでしょうか。事務局は何かございますか。よろしいですか。

それでは、私の方から、議了に当たりましてコメントをさせていただきたいと思っております。

今回の事業につきましては、今の話ではありませんが、サービスの質の達成に向けて、厚生労働省と民間事業者が十分に連携して実施していただきたいと思っております。また、次回以降、少し範囲が広がるということもございまして、次回以降の事業の検討に資するように、今回事業についてデータの整理を十分していただくということと、実績評価をきちんと行っていただきたいということをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、次回の事業に関する検討でございしますが、今回は単年度ですが、次回は地方公共団体を通じて実施している部分を含めるように対象業務の範囲を拡大することと、また複数年で実施することについて、今回の事業の実施経過も踏まえつつ、その方向で具体的に検討していただきたいと、そういう必要があると思っております。

検討結果につきましては、必要に応じて統計調査分科会において議論していただきますように、よろしくお願いたします。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○宮田課長 御意見に対しまして、きっちりと事業が円滑に進むように努力したいと思いたすし、特に21年度については、全面的な形で、できるだけ広く、また、今ありましたように、複数年契約ができるような形で努力してまいりたいと思いたす。ありがとうございます。

○櫻谷主査 それでは、本件については、入札小委員会での審議は概ね終了したものとし、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、主査である私に一任願いたすと思いたすが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

事務局からは確認事項は特にないですね。それでは、本日の審議はこれまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

（終 了）